

令和 8 年 2 月 2 5 日  
法 務 省 矯 正 局

刑事施設の運營業務（美祢社会復帰促進センター）  
民間競争入札実施要項の変更及び契約変更について

## 1 事業の概要

### （1）理念

「国民に理解され、支えられる刑務所」という基本理念の下、「官民協働の運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」という運営理念の実現を目指すとともに、地域ぐるみの再犯防止や地域の社会課題解決に企業や地域社会とともに取り組み、刑事施設が「コミュニティハブ」としても機能することを目指す。

### （2）対象施設

美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）

### （3）委託業務の範囲

総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務（給食、衣類・寝具の提供、清掃等）、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務（健康診断、レセプト審査等）、分類事務支援業務（カウンセリング、社会復帰支援等）

### （4）事業期間

8 年間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで）

## 2 実施要項等の変更の必要性

美祢社会復帰促進センターに係る民間委託事業については、平成 1 9 年度から令和 6 年度までの間、P F I 法及び構造改革特区法に基づく P F I 事業として実施してきた。同センターは、民間事業者により建設がなされ、民間事業者が所有していたところ、P F I 事業の終了に伴い、令和 6 年度に民間事業者による大規模修繕を実施した上、国に引き渡された。

公共サービス改革法に基づく本事業においては、施設維持管理業務として、建築物保守管理業務、建築設備運転監視業務及び修繕業務を民間事業者に委託しているところ、修繕業務の発生頻度は民間競争入札実施時の見込みより低くとどまり、今後も、民間事業者により適切な保守・運転監視が行われることにより、その状況が続くことが見込まれる。

また、同センターの収容対象を拡大しても、民間競争入札実施時よりも収容率は下がって約 3 割にとどまっており、居室や訓練室等の集約化を図って使用することで、必ずしもセンター内全ての建物や設備の修繕が今後必要にはなるわけではない。

今後、被収容者の人員の変動に応じて、必要な時期に必要な建物、設備等に限って修繕することが適切であり、その判断は国が行うべきものであることから、施設維持管理業務を効率的に行うためには、国が修繕業務を実施する必要がある。

以上のことから、施設維持管理業務のうち修繕業務については、国が実施するよう民間委託範囲を変更する。

### 3 実施要項の主な変更点

施設維持管理業務の民間委託範囲の変更

(変更前) 建築物保守管理業務、建築設備運転監視業務及び修繕業務を実施

(変更後) 建築物保守管理業務及び建築設備運転監視業務を実施

### 4 今後のスケジュール

令和8年4月1日から民間委託範囲を変更できるよう、官民競争入札等監理委員会の審議を経たのち、速やかに変更契約を締結する。